

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十五日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中「総合防災統括監」を「総合防災統括監 医療統括監」に、「文書法制担当」を「法制担当」に改め、同表の

現地機関の項中

環境センター

所長 副所長 総務課長

を

| | |
|----------|-------------|
| 環境センター | 所長 副所長 総務課長 |
| 図書館 | 館長 副館長 |
| 博物館 | 館長 副館長 |
| 九州陶磁文化館 | 館長 副館長 |
| 名護屋城博物館 | 館長 副館長 |
| 佐賀城本丸歴史館 | 副館長 |

に改め、同表の現地機

関の療育支援センターの項中「所長」を「所長 副所長」に改め、同表の現地機関の九千部学園の項中「園長」を「園長 副園長」に改め、同表の現地機関

の項中

自治修習所

所長 副所長

を

| | |
|-------|-----------|
| 自治修習所 | 所長 副所長 |
| 公文書館 | 館長 |

に、

| | |
|----------|-------------------|
| 教育センター | 所長 副所長 総務課長 |
| 図書館 | 館長 副館長 |
| 博物館 | 館長 副館長 |
| 九州陶磁文化館 | 館長 副館長 |
| 名護屋城博物館 | 館長 副館長 |
| 佐賀城本丸歴史館 | 副館長 |

を

| | |
|--------|-------------------|
| 教育センター | 所長 副所長 総務課長 |
|--------|-------------------|

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。